

新型コロナウイルスに関連した感染症対策への対応状況について

1 学校の臨時休業

- (1) 県立学校
全ての県立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）において、
3月2日(月)から24日(火)の間、臨時休業。
- (2) 市町立学校
国の休業要請を踏まえ適切に対応するよう通知。
(2月28日付。添付資料参照)

＜各市町の休業状況＞

- ・3月2日(月)～24日(火) 14市町
- ・3月3日(火)～24日(火) 4市
- ・3月4日(水)～24日(火) 1市

2 卒業式における対応

県立学校、市町立学校とも、参列者を限定するなどの配慮を行い、予定どおり実施。

＜実施状況 3月17日現在＞

- ・県立高校 45校全て実施済み
- ・県立中学 1校実施済み、2校実施予定
- ・県立特別支援学校 10校実施済み、4校実施予定（1校対象者なし）
- ・市町立学校 中学校95校、義務教育学校1校実施済み
小学校8校実施済み、214校実施予定

3 県立学校の入試における対応

予定どおり実施。新型コロナウイルスに感染した生徒(感染の疑いのある者も含む)については追検査を実施。

4 修学旅行にかかる対応

- (1) 県立学校は年度内の実施予定なし。(例年県立高校は秋を中心に、特別支援学校は5月以降に実施)
- (2) 市町立学校は、日程変更等について早めに検討するよう、市町教育委員会へ要請(2月27日付)。年度内に実施予定だったのは1校で、実施を延期。

5 子どもの居場所づくりの取組

- (1) 13市町の市町立学校において、受け入れを実施。
- (2) 各特別支援学校においては、家庭や福祉での対応が困難な場合、学校での一時的対応を実施。また、高等部三年生については、必要に応じて就労のための実習等を実施している。

6 各県立施設やイベント等の対応

- (1) 安土城考古博物館は、2月29日(土)から3月24日(火)頃まで閉館。
- (2) 図書館、長浜ドーム宿泊研修館は開館。
- (3) 県教委主催のイベント、行事は3月24日(火)開催分まで中止・延期。

7 教職員の服務等について

- (1) 感染症の拡大抑制対応のため「時差出勤制度」を導入。学校の臨時休業の要請等への対応のため、子の世話をを行うためやむを得ないと認められる場合に、特別休暇が取得できる取り扱いを通知。(3月2日付)
- (2) 要請に応じ校長の職務命令により、教職員が放課後児童クラブや放課後等デイサービスの業務に携わらせることができることを通知(3月3日付)。
- (3) 非常勤講師等について、年度末の成績処理に加え、児童・生徒の学習支援に必要な教材作成や家庭学習への支援などの業務を行うために勤務できることとした。

春季休業中の登校日の設定、部活動等について

県立学校における春季休業（3/25～4/7）中の生徒の登校は、下記の事項に留意し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を十分にとったうえで、登校日を設けることや部活動を実施することを可能とする。

◆留意事項

1 春季休業中の登校日の設定について

- 3月25日以降に、新年度の準備等のため登校日を設ける場合、学年やクラスを日時などで分けたり、時間短縮をしたり工夫する。
- 感染症拡大防止（登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等）を生徒に十分指導する。

2 春季休業中の部活動について

- 3月25日以降に部活動を実施することについては、感染症拡大防止対策（登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等）を十分とったうえで、校内における活動に限定して実施することができる。
- この場合においても、合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等については中止または4月8日以降に延期するものとする。
- 詳細は別紙による。

※ 上記については、現時点での判断であり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、時期や内容の見直しをすることもある。

春季休業（3/25～4/7）中の部活動について（3月17日現在）

- ・3月25日以降に、部活動を実施することについては、感染症拡大防止対策を十分とったうえで、校内における活動に限定して実施することができる。
- ・この場合においても、合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等については中止または4月8日以降に延期するものとする。

※具体的な留意点**【実施にあたって】**

- 健康観察を十分に行い、風邪等の症状がある生徒は参加させない。
- 生徒本人・保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- 下記の感染拡大防止対策を十分とれないときは、部活動の実施を見合わせる。

【感染拡大防止対策について】

- クラスタ（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則（①②③）を守り、登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、うがいの実施、部屋の換気等のほか、共用品を使わないなどの感染拡大防止対策を徹底する。
 - ① 換気を励行すること
 - ② 人の密度をさげること
 - ③ 近い距離での会話をできるだけ避けること

例えば

- ・体育館、教室、校舎内等で活動する部活動においては、活動時間を分散させたり、人数を制限するなどして、一つの空間で大勢の生徒が活動しないようにする。また、換気をこまめに行う。
- ・身体接触のある活動、互いに近接して行う活動、器具やボール等を介して接触する活動においては、練習内容や練習方法に配慮するとともに、練習前・休憩時・練習後などに手洗いをしっかり行う。
- ・器具・ボール・楽器等の衛生を保つとともに、ドアノブ等、手で触るところはこまめに拭くようにする。特に楽器については唾液の処理等も適切に行う。
- ・更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにする。
- ・汗を拭くタオルなどは自分以外のものには触れない。（共用しない）

【注意点】

- 屋外での活動自体はリスクが低くても、着替えやミーティングの際に3つの条件（①密閉空間であり換気が悪い、②手の届く距離に多くの人がある、③近距離での会話がある）が重なってしまうことがあるので、十分に注意する。
- 活動場所や更衣室については、使用後に次亜塩素酸を含む塩素系漂白剤を薄めて拭き掃除を行うこと。
- ※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が流動的に変化していることから、今後の感染の広がりを見ながら、変更があり得ることを申し添えます。
なお、各学校においても、県や文部科学省・厚生労働省等のホームページをこまめに確認していただくとともに、最新の情報を入手していただき、引き続き、児童生徒の安全確保に細心の注意を払ってください。

滋教委教総第 107号
令和2年(2020年)2月28日

各県立学校長 様

教育委員会教育長 福永忠克

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の要請について

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症の感染拡大を抑制するため、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が27日、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校において3月2日(月)からの臨時休業を行うよう要請がありました。

これを受け本県においても、児童生徒等の感染リスクを低減するとともに、感染の拡大を抑制し、社会への影響を最小限にとどめるため、全ての県立学校について3月2日(月)から3月24日(火)まで臨時休業とすることとしましたので、各校においては今回の措置の趣旨を御理解いただき、児童生徒や保護者等への情報提供を適切に行うなど、円滑な臨時休業の実施に向けた対応をよろしくお願いします。

なお、文部科学省からの通知等を受け、変更がある場合には、追ってご連絡いたします。

滋教委高第 213 号
滋教委特支第 98 号
滋教委保第 64 号
令和 2 年(2020 年)2 月 28 日

県立学校長様

県教育委員会事務局高校教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局保健体育課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する臨時休業について(通知)

このことについて、令和 2 年 2 月 28 日付け滋教委教総第 107 号で通知したところですが、下記の事項について、生徒、保護者へ周知願います。

なお、卒業式や入学者選抜、入学者選考については、各校において感染防止に必要な措置を講じたうえで実施願います。

記

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業です。児童・生徒には不要不急の外出を控えるよう指導願います。
- ・臨時休業により学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習の課題を適切に課すなど必要な措置を講じるよう願います。
- ・休業期間中に生徒や保護者との連絡がとれる体制を整えてください。保護者等の連絡先の変更がないか確認願います。
- ・部活動は禁止です。校内外における活動、練習試合等も含め、活動できません。(春休み中の部活動については後日、連絡します。)
- ・生徒に対して定期的な健康状態の確認をしてください。なお、発熱、咳等の症状がある場合には学校へ連絡するよう指導願います。さらに、37.5 度以上の熱が 4 日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡の上、その指示に従うよう指導願います。
- ・入学者選抜、入学者選考は予定通り実施します。入学者選抜、入学者選考に備えた準備について、遺漏なきよう願います。なお、入学許可予定者オリエンテーションの実施については別途指示します。
- ・指導要録上の取り扱いについて、臨時休業期間は「授業日数」から除いてください。

事 務 連 絡

令和2年(2020年)2月28日

県立高等学校長 様
県立中学校長 様

県教育委員会事務局高校教育課長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する臨時休業に伴う対応について

令和2年2月28日付け滋教委高第213号、滋教委特支第98号および滋教委保第64号で通知のあったこのことについて、下記のとおり対応をお願いします。

記

- ・ 学年末の評価については、考査が未実施であっても、1年間の学習成果を総合的に評価し、進級等に不利益が生じないように配慮願います。
- ・ 個々の生徒の状況に応じて、保護者や関係機関と連絡を密にとり、生徒を支援願います。
- ・ 調査書や卒業証明書など各種証明書については、生徒と十分連絡をとり、確実に発行願います。
- ・ 新年度に向けての教科書販売など、学校から各生徒・保護者への連絡について、ホームページを活用するなど漏れがないよう注意願います。

滋教委教総第 108 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 28 日

各市町教育委員会教育長 様

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の要請について

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症の感染拡大を抑制するため、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が 27 日、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校において 3 月 2 日 (月) からの臨時休業を行うよう要請がありました。

これを受け本県においても、児童生徒等の感染リスクを低減するとともに、感染の拡大を抑制し、社会への影響を最小限にとどめるため、全ての県立学校について 3 月 2 日 (月) から 3 月 24 日 (火) まで臨時休業を実施することとしました。

各市町教育委員会におかれては、政府の要請と県の措置の趣旨を御理解いただき、適切に対応されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、文部科学省からの通知等を受け、変更がある場合には、追ってご連絡いたします。

滋教委幼小中第112号
滋教委保第65号
令和2年(2020年)2月28日

市町教育委員会
学校教育主管課長 様

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課長
滋賀県教育委員会事務局保健体育課長
〔公印省略〕

新型コロナウイルスにかかる臨時休業に関する留意事項について

このことについて、下記の内容をもとに、各学校において適切に対応いただくよう御指導をお願いします。

記

1. 卒業式の実施
卒業式を実施する場合は、新型コロナウイルス感染の拡大を抑制する点から、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりするなどの工夫をする。
2. 修了式(終業式)の実施
新型コロナウイルス感染拡大を抑制する点から、原則実施しない。
3. 保護者との連絡手段の確認
臨時休業期間中の保護者の連絡先の変更等がないかを確認する。また、学校再開に関することや通知票の配付の方法等、保護者への情報提供の方法について知らせておく。
4. 児童生徒の健康管理
保護者との連絡を密にして、児童生徒の健康状態の把握に努め、適切に対応する。ただし、直接対面での連絡は極力控える。
また、保護者に対しては、児童生徒に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、直ちに帰国者・接触者相談センターに連絡して指示に従うとともに、その結果を学校に連絡するよう依頼する。
5. 個々の児童生徒の状況把握
必要に応じて、保護者や関係機関と緊密に連絡を取り、個々の児童生徒の状況の把握に努める。
6. 家庭での生活および学習
児童生徒に対して、臨時休業の目的(感染拡大の抑制)を知らせ、不要な外出を控えるよう指導する。臨時休業期間中に児童生徒が規則正しく生活できるよう、家庭学習を適切に課すなどの配慮をする。
7. 部活動
臨時休業期間中の部活動は実施しない。(春休み期間中の部活動については別途連絡)
8. その他
公立の幼稚園は要請の対象とはならない。

※教育課程上の取扱いは、別途連絡します。

写

元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各団公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナ
ウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づ
き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省として
も、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二
報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等
についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がま
さに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何より
も子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まる
ことによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このこと
を受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることはないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

- 6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

- 7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

- 8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。